施設系サービス・居住系サービスにおける留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

- 介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護
- 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）

鹿児島市　長寿あんしん課　長寿施設係

【根拠法令】

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

留意点②　事故発生の防止及び発生時の対応

対象：介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)、介護老人保健施設、介護医療院

①　事故発生防止のための指針の整備
②　事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
③　事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

④　①から③の措置を適切に実施するための担当者設置
→　担当者が設置されていない場合、安全管理体制未実施減算になります。

※　担当者は、事故防止検討委員会の安全対策担当者と同一の従業者が務めることが望ましいとされています。

事業所内の異動や退職等で担当者が不在にならないよう、留意してください。

※　施設区分が「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」である特定施設入居者生活介護(介護予防・地域密着型を含む。)においては、「鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針」で同様の取組が求められています。

留意点③　預り金の出納管理

入所者（入居者）からの預り金については、次の点を満たすよう適正に出納管理を行ってください。

①　責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。

②　適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること。

③　入所者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること。

留意点④　特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の施設長の資格について

○　特別養護老人ホームの長は、社会福祉法(昭和２６年法律第４５号)第１９条第１項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければなりません。

留意点⑤ 生産性向上推進体制加算の実績データの報告

○　「生産性向上推進体制加算」を算定する事業所は、事業年ごとに１回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する必要があります。

○　該当事業所は、「生産性向上推進体制加算実績報告システム」により、期限内に報告してください。(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/)

※　このシステムの利用に当たっては、ＧビズＩＤの取得が必要です。

留意点⑥ 協力医療機関に関する届出

（連携体制の構築に限り、令和９年３月３１日まで努力義務→**令和9年4月から義務化**）

○　協力医療機関と実効性のある連携体制を構築し、より適切な対応を行う体制を確保する観点から、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称や取り決め内容等を市に届け出ることが義務付けられました。

○　要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、要件を満たす協力医療機関を確保するための今後の計画を、届出書の様式に記載してください。

留意点⑦　生産性向上委員会の設置　（令和9年4月から義務化）

○　事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を設置すること、また、定期的に開催することが義務付けられました。

※次のサービスも対象です。
(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

留意点⑧　口腔衛生管理の強化　（令和9年4月から義務化）

対象：(介護予防)特定施設入居者生活介護

○　利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことが義務付けられました。

○　「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年２回以上実施することです。

留意点⑨ 室料相当額控除の適用について（令和７年８月～）

対象：介護老人保健施設、介護医療院

○　令和７年８月より、次の要件に該当する介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の利用者について、室料相当額控除が適用されます。

【介護老人保健施設】

①　療養室に係る床面積の合計（内法による測定）を入所定員で除した数が８以上であること。

②　令和７年８月から令和９年７月までの間は、令和６年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)を算定した月が７か月以上あること。

【介護医療院】

①　療養室に係る床面積の合計（内法による測定）を入所定員で除した数が８以上であること。

②　Ⅱ型(特別)介護医療院サービス費を算定していること。

上記施設において行われる(介護予防)短期入所療養介護も対象となります。

【参考】令和7年8月からの室料相当額控除の適用に伴う届出
(https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shitsuryosoutougakukoujo.html)

留意点⑩ 研修を修了していない職員の配置に係る取扱いについて

対象：認知症対応型共同生活介護

○　一部の地域密着型サービスでは、認知症介護実践者研修等を修了することが人員基準として定められています。

○　特に、計画作成担当者が研修を修了していない場合、人員基準欠如減算（所定単位数の１００分の７０に相当する単位数の算定）の対象となります。ただし、本市からの推薦を受けて研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる職員を新たに配置した場合は、当該配置の翌月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は減算対象としません。

○　従業者の人事異動や退職等による欠員（予定を含む。）に対して、計画的に研修を受講するようお願いします。

※　研修を修了していない管理者、計画作成担当者・介護支援専門員の配置について、人員基準や介護報酬請求に係る諸規定に即した対応を行ってください。

留意点⑪ 計画作成担当者の配置に関して

対象：認知症対応型共同生活介護

○　認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者は、**事業所の他の職務を除き、兼務することはできません。**

（参照）介護保険最新情報Vol.953　「令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ(Vol.４)(令和３年３月29日)」問24

○　計画作成担当者のうち**少なくとも１人は介護支援専門員**を持って充てなければなりません。

ただし、次の場合は介護支援専門員を置かないことができます。

（併設する小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき。）

※連携する介護支援専門員は、「介護支援専門員ではない計画作成担当者」の業務を監督する必要があります。

※「介護支援専門員ではない計画作成担当者」の配置は必要です。

【参考】ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html

◆感染症の集団発生について

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/hoyobo-kan/kenko/kenko/ryuko/kansen/kansensho.html

◆介護保険施設等において、臨時的に事業を制限する際の報告

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shisetsu/rinjijigyouseigen.html

【厚生労働省】

◆介護保険最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

◆介護サービス関係Ｑ＆Ａ集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html